

# 吹田民主商工会 いんぷおめ〜しよん



吹田市川園町20-1  
TEL (06) 6383-2211  
FAX (06) 6382-8160  
<http://www.suita-minsyou.com>  
main@suita-minsyou.com



## インボイス制度学習交流会

11月16日に民商会館1階で建設業・製造業の方を対象にしたインボイス制度の学習交流会を16名の参加で開催しました。始めに塚本会長が6日に東京で開催された物価高騰対策・消費税減税とインボイス中止を求め大集会について参加報告を交えながら挨拶。布施事務局長が消費税申告と税額計算の仕組み、インボイス制度について説明しました。岡崎副会長は東京の集会で報告があった全商連と国税局の懇談内容なども取り上げながら制度中止の運動を強めようと呼びかけました。交流と質疑応答では、取引先に1件でも消費税課税事業者がいれば番号の取得が必要になるのか、消費税申告はインボイスを発行した分だけにならないのか、簡易課税はずっと使えるのか、下請けにはインボイスの取得を求めべきなのかなど質問がありました。また飲食店などで接待するときにインボイス発行事業者か確認できない、こんな制度はおかしいという意見もありました。



## 民商宣伝とインボイス中止署名で訪問

11月18日に役員3名と事務局2名で会外業者の訪問行動に取り組みました。12月に予定しているなんでも相談会の案内、商工新聞の見本紙、インボイス中止を求める署名などをもって約30軒のお店を訪問しました。中央支部の地域は桑島さんと事務局が東御旅町や内本町などを訪問、あるお店の男性の店主は相談会案内のインボイスの部分を指して「これ、どうなりそうですか？」との質問から対話に。制度への危機感が広がり運動が大きくなって激変緩和措置が提案される状況になっていて中止への展望も見えてきたと伝えたところ、「3年ほど前に課税事業者から免税事業者になった。コロナ禍や物価高騰でどこも経営が厳しいときにこんな制度を始めるべきじゃない」と話されていました。片山支部の地域は役員2名と事務局が訪問。開業して2週間の飲食店の店主と対話に。開業してすぐに消費税申告が必要になることを伝えると「まだ軌道にも乗っていないのに来年の分から消費税を納めないといけなくなればさすがに厳しい」とお話しされていました。

## 伝言板

### 無料法律相談（要予約）

12月15日（木）13時00分 民商会館

### 青年部忘年会

12月17日（土）19時00分 居酒屋GORO  
会費3千円（参加申込みは12月13日まで）

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と一緒！

### 【再改訂】新型コロナウイルス感染症に

### 関する共済金請求について

2022年11月 全商連共済会・大商連共済会  
新型コロナウイルス感染症にかんする共済金請求について、以下のとおり再改訂しました。12月1日以降の感染症を対象とし、それ以前は従前の対応をします。

- 【①入院見舞金の対象について】
- ・新型コロナウイルスに感染（検査で陽性と診断）され、自宅または宿泊施設等での療養となり、実際に療養した場合（みなし入院）、入院見舞金の対象となります。療養の期間は22年9月7日以降、原則7日となっています。（7日以上は下記添付書類の項を参照）
- ・インフルエンザの感染と区別するため、下記の書類の提出をお願いします。
- 【②安静加療見舞金の対象について】
- ・感染はしていない（検査で陰性と診断）が、感染者との「濃厚接触」などにより、保健所等から自宅待機（健康観察）などを指示された場合、安静加療見舞金の対象となります。

※入院見舞金と重複した支払いはしません。  
【①入院見舞金の請求書に添付する書類について】  
・入院された方は「診断書」「入院証明書」「退院証明書」などの提出をお願いします。  
・保健所等から自宅・宿泊施設での療養を勧告され、又はコロナ感染を登録した場合、その期間が分かる書類、MyHER・SYS、フォローアップセンター、大阪府陽性者登録センター（別紙②）などの登録画面、メールなどのコピーを提出してください。（役員確認書〈別紙①〉のみでの請求はできません）

・療養期間が7日を超える場合、理由を明記し、期間が不明確な場合「役員確認書」を提出してください。  
【②安静加療見舞金の請求書に添付する書類について】  
・濃厚接触者となった場合、その経緯を詳しく「共済金請求書」に記入してください。必要事項を記入した「役員確認書」添付でも請求できます。特に同居家族以外の場合、濃厚接触となった経緯を「役員確認書」〈別紙①〉で提出してください。

●免責規定の免除 新型コロナウイルス感染症による入院見舞金の請求は、加入後6カ月の免責規定を免除します。  
●請求時期・期限について 新型コロナウイルス感染症発生時までさかのぼって請求できます。ただし、新規加入者については、効力発効日以降の請求に限りますのでご注意ください。

### 年末調整実務会

12月22日（木）	14時00分	民商会館
12月26日（月）	19時00分	民商会館
1月6日（金）	14時00分・19時00分	民商会館
1月17日（火）	19時00分	民商会館

令和4年分の各申告書と徴収簿を揃えてご参加ください